

平成29年8月1日

株式会社 但馬銀行

## 保険新商品の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、お客さまの幅広いニーズにお応えするため平成29年8月1日（火）から、下記のとおり新たな保険商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 一、保険新商品の概要

##### 1. 一時払終身保険

商 品 名	プレミアプレゼント		
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社		
主 な 特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約通貨は米ドル、豪ドル、円の中から選択いただけます。</li><li>・ 契約日から2年経過以後より、一時払保険料相当額よりも大きい死亡保険金額が一生涯にわたり契約通貨建てで最低保証されます。</li><li>・ 契約通貨が米ドル、豪ドルの場合、「2年間死亡時円保証特約」を付加することにより、契約当初2年間の死亡保険金額を円貨で最低保証します。</li><li>・ 契約通貨が米ドル、豪ドルの場合、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加することができ、目標値に到達したら自動的に運用成果を確保します。</li></ul>		
契約年齢範囲	40歳～90歳		
契 約 通 貨	米ドル	豪ドル	円
最 低 保 険 料	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	100万円 (1万円単位)

最高保険料	基本保険金額が5億円相当額		
積立利率	40歳～80歳:30年	40歳～85歳:20年	40歳～80歳:30年
保証期間	81歳～90歳:10年	86歳～90歳:10年	81歳～90歳:15年
被保険者	契約者(契約者と被保険者が異なる契約は取扱いません。)		
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定		

## 2. 平準払終身保険

商品名	一生のお守り
引受保険会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の死亡や所定の高度障害状態となられた場合に保険金が支払われます。また、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料の払込みが免除されます。</li> <li>・保険料払込期間中の解約返戻金を無配当終身保険の70%におさえ、その分保険料を割安に設定しています。(保険料払込期間満了後の解約返戻金は、無配当終身保険と同水準になります。)</li> <li>・公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当した場合、介護一時金が受け取れる「介護一時金特約」を付加することもできます。</li> <li>・三大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料の払込みが免除される、「特定疾病診断保険料免除特約」を付加することもできます。</li> </ul>
契約年齢	1歳～75歳
最低保険料	3,000円(月払、半年払、年払共通)
払込期間	55歳～90歳払済(5歳刻み)、終身払 (※10年以上の払込期間の設定が必要となります)
保険金額	50万円～3億円
払込方法	月払、半年払、年払

※当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※詳しくは各商品の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」とあわせて「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

保険商品に関する注意事項については、別紙にてご確認ください。

(別紙)

### 保険商品に関する注意事項

- 生命保険は預金保険機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 生命保険は預金商品ではなく、元本の保証はありません。また、解約返戻金に払込保険料相当額の最低保証はなく、所定の解約控除が必要な場合や市場金利の変動等により払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- ご契約前には『契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）』を必ずお読みいただき、内容を十分ご理解ください。ご契約時には『ご契約のしおり・約款』（変額保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
- 生命保険は商品により、ご契約時の契約時費用のほか、一定期間内に解約された場合、解約控除（費用）が必要となる場合があります。また、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費、外国為替手数料等がかかる場合があります、お客さまにご負担いただく手数料はこれらの合計額となります。なお、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法等を表示することができません。
- 外貨建て保険商品については、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落、市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、資産残高、解約返戻金等が払込保険料を下回ることがあります。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命保険をお申込みいただけない場合があります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 但馬銀行は、募集代理店として契約の媒介を行いますが、契約の相手方は引受生命保険会社となります。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減される場合があります。
- クーリング・オフの対象ではありますが、お申込みの撤回またはご契約の解除が出来る期間に制限があります。
- ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ 0120-164-230

受付時間／平日 9:00～17:00

(ただし、銀行休業日を除く)